

特定保健指導

【事業目的】

平成20年より40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象として、特定健診・特定保健指導の実施が保険者（健保等）に義務化されました。この「特定健診・特定保健指導」は、メタボが高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の大きな一因になっているという学説に基づき、メタボ該当者や予備群を早期に見つけ出し、対象者に生活改善を指導することを目的としています。

【実施体制】

統括者の氏名及び職種	保健師 上村 景子			
従業者の職種及び員数	職種	人数		
	保健師	15名		
	管理栄養士	4名		
	健康運動指導士	5名		
保健指導実施日および実施時間 ※開始時間は各拠点開設時間に準じる	曜日	時間		備考
	月曜	8：00～12：00	13：00～17：00	
	火曜	8：00～12：00	13：00～17：00	
	水曜	8：00～12：00	13：00～17：00	
	木曜	8：00～12：00	13：00～17：00	
	金曜	8：00～12：00	13：00～17：00	
	土曜	8：00～12：00	13：00～17：00	開設日のみ
	日曜	8：00～12：00	—	開設日のみ
緊急時における対応	右記連絡先へご連絡ください。 健康増進部 092-526-1059（直通）			